

## 新闻摘要



(2013 年 9 月 21 日～12 月 20 日)

10 月 1 日 (星期二)

9 月 28 日 (星期六) 下午一点, 在尼崎市中央公民馆大会场召开了“加深对遗华日本人之理解的集会”。此次集会是为了纪念修改后的遗华日本人支援法正式实施及尼崎日语教室开设五周年, 由尼崎市主办 (由秋樱会接受委托)、尼崎市教育委员会协助召开的。会上, 遗华日本人奥山イク子女士 (80 岁) 发表了题目为《从遗华日本人的生追寻女性人权》的个人体验。此外, NPO 法人中国归国者之会前任理事长、律师石井小夜子女士也发表了题为《遗华妇人问题及女性人权》的纪念演讲。

10 月 12 日 (星期六)

自民、公明两党决定向议员立法提交一份遗华日本人支援修改法案, 法案内容为: 当回日本定居的残留孤儿去世后, 国家每月向其配偶增加发放相当于归国者每月所领取的国民年金之三分之二的四万三千日元支援金。两党的目标是在 15 日召开的临时国会上通过此修改法案, 并于明年 10 月正式实施。此改正法案所面向的对象是残留孤儿在回日本定居前就已经有婚姻关系的配偶。据计发放对象为 430 人, 年发放金额为二亿三千万日元。

## ニュース記事から

(2013 年 9 月 21 日～12 月 20 日)

10 月 1 日 (火)

9 月 28 日 (土) 午後 1 時から尼崎市中央公民館大ホールで、「中国残留日本人への理解を深める集い」が開催された。改正中国残留邦人支援法施行及び尼崎日本語教室活動開始 5 周年を記念して、尼崎市が主催 (事業委託・コスモスの会)、尼崎市教育委員会との共催で開催された。「中国残留日本人の人生からたどる女性の人权」をテーマに中国残留日本人の奥山イク子女士 (80) の体験談の後、「中国残留婦人問題と女性の人权」と題して NPO 法人中国帰国者之会前理事長で弁護士の石井小夜子女士による記念講演があった。

10 月 12 日 (土)

自民、公明両党は、日本に永住帰国した中国残留日本人孤児の死亡後、残された配偶者に対し、新たに残留孤児が受け取っていた国民年金の 3 分の 2 にあたる月額約 4 万 3 千円の支援金を給付する中国残留邦人支援法改正案を議員立法で提出する方針を固めた。15 日開会の臨時国会で成立させ、来年 10 月からの施行をめざす。改正案では、残留孤児が永住帰国する前にすでに婚姻関係にあった配偶者に対象を限定。支給対象者は約 430 人で、年間 2 億 3 千万円を見込んでいます。

## 10 月 15 日 (星期二)

厚生労働省于 15 日宣布, 鉴于今年度进行的中国残留孤儿身份调查中, 没有人被新认定为孤儿, 因此, 不实施以寻亲为目的的访日调查。自昭和 56 年开始此项调查以来, 无人被认定乃平成 22 年以来的第二次。厚生劳动省发布的数据显示, 迄今为止已有 2818 人被认定为孤儿, 其中 1284 人已判明身份。

## 10 月 26 日 (星期六)

根据遗华妇人真实经历改编、由东京都女演员神田さち子女士 (69 岁) 扮演的单人话剧《归来的祖母》将于 10 月 28 日在六本木的俳優座上演。神田女士首次与话剧里的女主人公原型见面是在 1996 年, 这一年剧作者良永勢伊子女士将有关遗华妇人的报道出版成书籍, 同时写下剧本原作, 并于这年秋季公演。公演在十七年间从来没有间断过, 上演次数共计超过了一百八十次。

## 11 月 6 日 (星期三)

1 日, 居住在群馬县高崎市的遗华日本人第二代于前桥市内成立了面向高龄遗华日本人的日托设施。此设施向用户提供中国家常菜和汉语娱乐, 旨在为因语言障碍及生活习惯差异而苦恼的遗华日本人提供支援。此设施的创立人为出生于中国黑龙江省的遗华日本人第二代原静子女士 (42 岁) 及其丈夫一文先生 (45 岁)。此设施所规定的每日利用人数为十人。除了两名日本工作人员以外, 住在附近的遗华日本人也义务参与设施的运营工作。

## 10 月 15 日 (火)

厚生労働省は 15 日、中国残留孤児の身元調査について、今年度は新たに孤児と認定された人がいないため、日本で肉親を探す訪日調査を見送ることを明らかにした。昭和 56 年の調査開始以来、認定がないのは平成 22 年に続き 2 度目。厚生労働省によると、これまでに 2818 人が孤児と認定され、うち 1284 人の身元が判明している。

## 10 月 26 日 (土)

東京都の女優・神田さち子さん(69)による実在の残留婦人の経験に基づく舞台、一人芝居「帰ってきたおばあさん」が 10 月 28 日、六本木の俳優座で上演される。作品のモデルになった女性にはじめて会ったのは 1996 年。この年に残留婦人のルポを本にしたよしながせいこ「げんさく」を書き、秋に初公演。それ以来 17 年間舞台に立ち続け、上演は 180 回を超えた。

## 11 月 6 日 (水)

1 日、群馬県高崎市に住む中国残留邦人 2 世が、残留邦人の高齢者を対象にしたデイサービス施設を前橋市内に設立した。中国の家庭料理や中国語の娯楽を提供し、言葉の壁や生活習慣の違いに苦しむ残留邦人を支援する方針だ。施設を設立したのは中国黒竜江省出身の残留邦人 2 世の原静子さん(42)と夫の一文さん(45)で、利用定員は 1 日 10 人、日本人スタッフ 2 人のほか、近所の残留邦人らもボランティアとして運営を支援する。

11 月 12 日 (星期二)

这一天, 安倍首相在首相官邸接见了遗华日本人及其配偶, 并就对有关支援遗华日本人高龄配偶者法案的改善方案发表了看法。安倍首相说: “我们将竭尽全力使法案尽快通过”。一名遗华日本人的丈夫韩学仁先生 (73 岁) 被接见后表示欢迎立法化并对记者说: “日本的物价很高, 一个人生活很难。”

11 月 23 日 (星期六)

居住在千叶市的摄影家后藤悠树先生 (27 岁) 以第二次世界大战结束后不得不留在前桦太 (俄罗斯・萨哈林) 的日本人及出生于朝鲜半岛的第二代女性之生活为素材拍摄的图片展《雪花飘飘 当其中的一片为你带来希望时》, 将在新宿区尼康沙龙举办到 25 日。此次共展出 30 张图片, 均为后藤先生用从今年二月末起的一个月时间在南萨哈林斯科拍摄的, 主要展现三名 70-90 岁老人的生活, 并配有当地的风景及散文。

12 月 2 日 (星期一)

厚生劳动省宣布, 将于平成 26 年 2 月 8 日 (星期六) 在太白区文化中心“乐乐乐厅” (宫城县仙台市太白区) 召开“加深对遗华日本人等之理解的研讨会”。此次研讨会的目的是, 促使那些在支援遗华日本人等这项工作上所必不可少的力量 — 当地居民, 加深其对于遗华日本人等的理解, 并向承担支援任务的下一代年轻人讲授遗华日本人等的故事。

① 请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此, 并非为政府正式公布之内容, 其中一部分还包含媒体的观察消息, 敬请注意。

11 月 12 日 (火)

安倍首相は 12 日、中国残留日本人孤児や配偶者と首相官邸で会い、高齢の配偶者の生活を支える中国残留邦人支援法改正案について「速やかに成立するように全力を尽くす」と述べた。残留孤児の夫の韓学仁さん(73)は面会后、「日本の物価は高いので 1 人での生活は大変だ」と記者団に語り、立法化の動きを歓迎した。

11 月 23 日 (土)

第 2 次世界大戦後、旧樺太 (ロシア・サハリン) に残留せざるを得なかった日本人や、朝鮮半島出身者 2 世の女性らの生活に力メウを向けた千葉市在住の写真家・後藤悠樹さん(27)の写真展「降りしきる雪、その 1 片が人を満たすとき」が新宿区のニコンサロンで 25 日まで開催されている。今回展示の 30 点は、今年 2 月末から 1 か月ほどユジノサハリンスクなどに滞在して撮影したもので、70-80 代の 3 人の暮らしを中心に現地の風景や文章も並ぶ。

12 月 2 日 (月)

厚生労働省は平成 26 年 2 月 8 日 (土) に、太白区文化センター「楽楽楽ホール」(宮城県仙台市太白区) で「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催することを発表した。このシンポジウムは地域社会で支援の要になる地域住民に中国残留邦人等への理解を深め、次世代を担う若者に中国残留邦人等の経験を語り継ぐことを目的に開催される。

① ご注意

本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。